

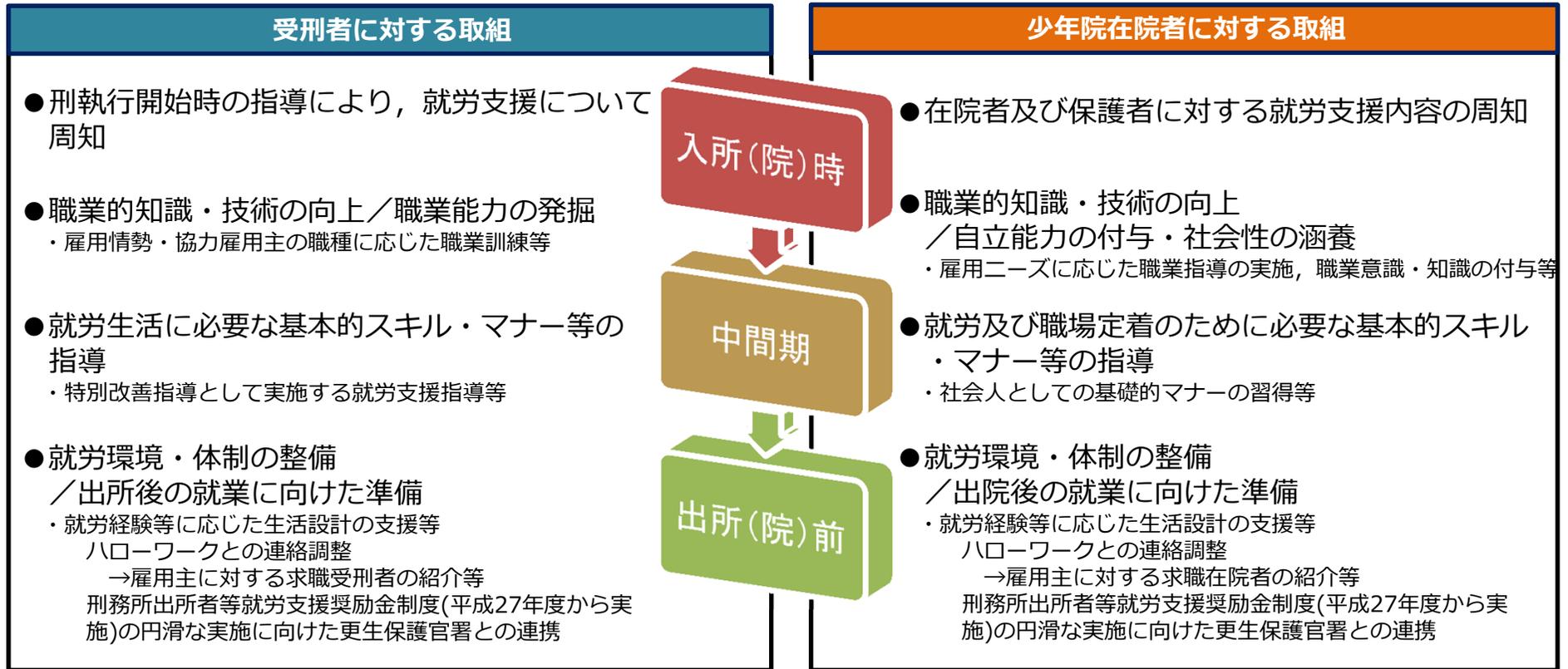
# 法務省資料

# 刑事施設 入所から出所までの流れ



# 受刑者・少年院在院者に対する就労支援対策について

- 平成18年から法務省と厚生労働省が連携して、刑務所出所者等に対する就労支援を実施
- 矯正施設内では、出所・出院後の就業に向けて、職業的知識・技術の向上等に資する取組を実施



矯正施設在所中の就労支援の更なる充実強化を図るため、厚生労働省と連携した新たな取組を実施

## ハローワーク職員の駐在

- 全国5つの刑事施設において、ハローワークの相談員が施設に駐在し、より早期から、より濃密な支援を実施(平成27年度からモデル的に実施。平成28年度12施設に拡大。)

## 受刑者等専用求人

- 刑務所出所者等を雇用する意思のある企業が、特定の施設を指定して求人票を登録することが可能に(平成26年2月から)

# 就労支援の取組①～就労困難者を雇用する協力雇用主への支援の充実～

## 協力雇用主

- ・登録数は16,000を超えている
- ・7割は従業員規模100人未満(経済的負担が大きい)
- ・実際に雇用している数は788  
(平成28年4月1日)

### 平成26年の取組による効果

H26.6 骨太の方針  
H26.12 犯罪対策閣僚会議による数値目標の設定

472

平成26年4月1日

### 奨励金による効果

(1年間で237社増加)

551

1年で  
80社  
増加

平成27年4月1日

788

平成28年4月1日

刑務所出所者等就労  
奨励金の導入  
(平成27年4月～)

1500  
5年で  
約1,000社  
増加

32年(2020年)

## 課題

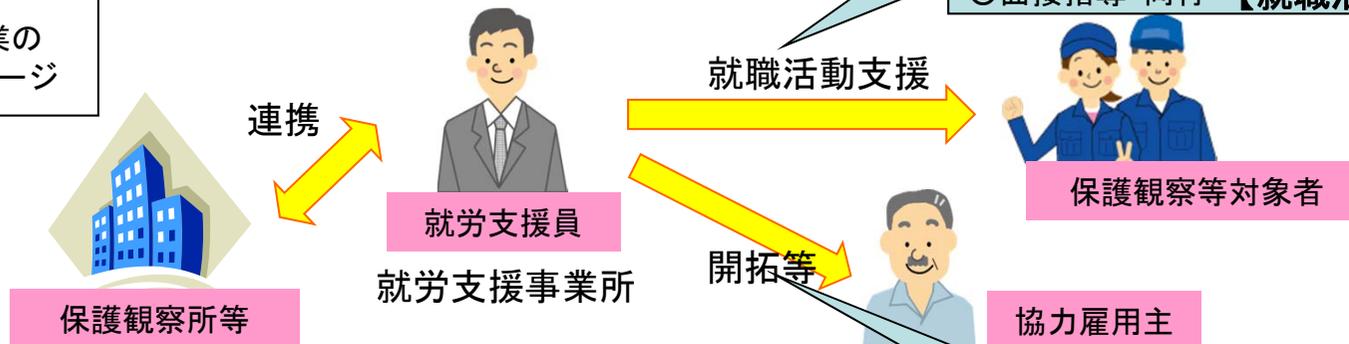
少年、高齢者、暴力事犯者、薬物事犯者などは、他の保護観察対象者等と比べ、就職・職場定着が困難 (=就労困難者)

就労困難者を雇用する協力雇用主に対する支援が重要

## 就労支援の取組②～更生保護就労支援事業の展開～

- 企業ネットワーク、雇用管理等にノウハウを持つ民間団体に事業を委託することで、継続的かつきめ細かな支援を実施
- 「就労支援事業所」に「就労支援員」を配置して、保護観察対象者等の就職活動を支援
- 企業ネットワークを活かした協力雇用主の開拓等

支援事業の  
実施イメージ



- 施設面接等による職業適性、希望等の把握
- 保護観察所、ハローワーク等と連携した「就労支援計画書」の策定
- 地域の雇用情報の収集及び提供
- 面接指導・同行 **【就職活動の支援】**

### 平成27年度の実績

- ・ 就労活動支援: 就職率**79.1%**(1,148人中908人が就職)
  - ・ 雇用基盤整備: **954社**を開拓
- ※各業務とも13か所の合計

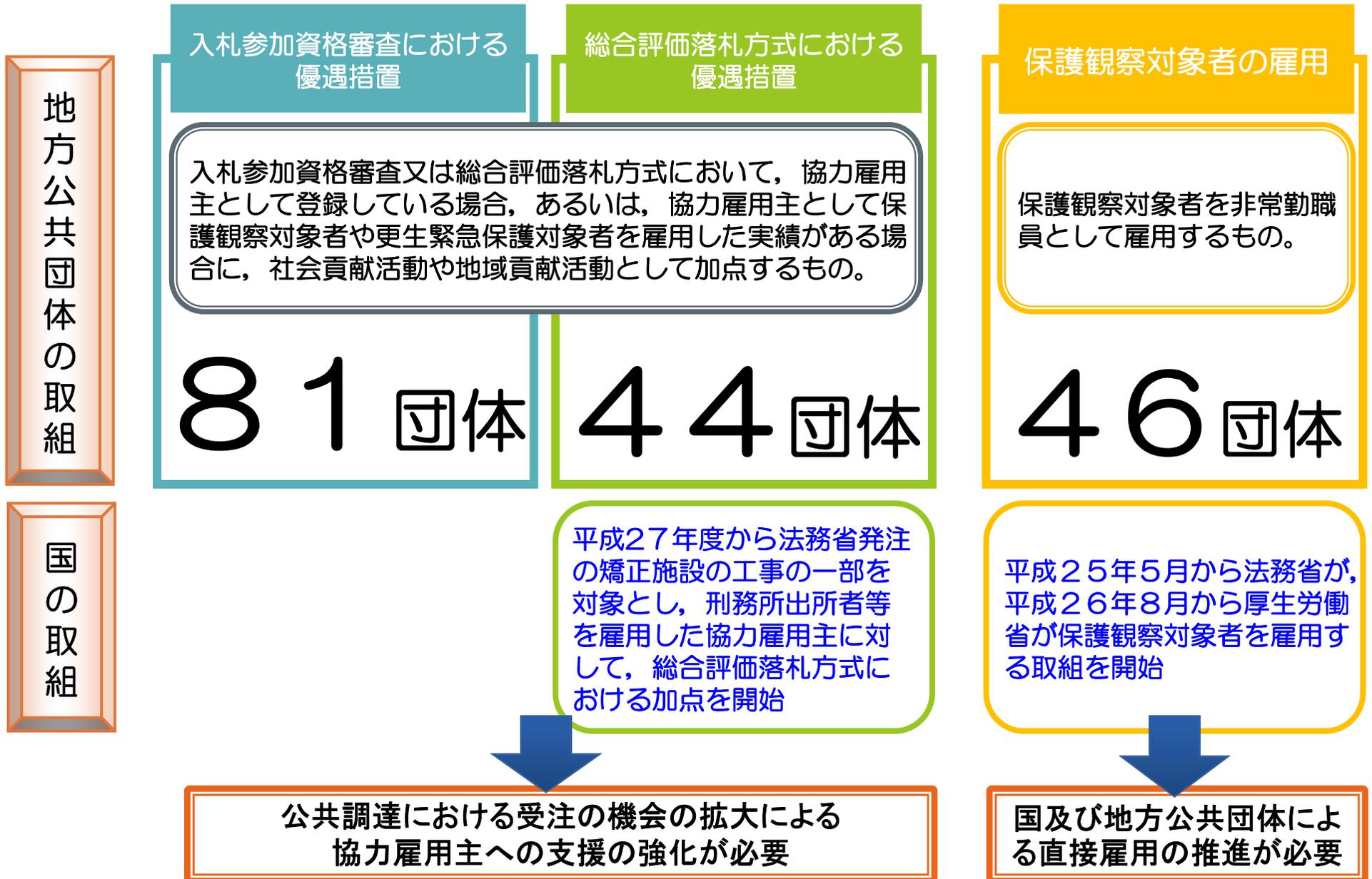
- 企業ネットワークを活用した協力雇用主の開拓
  - 協力雇用主研修の実施
- 【受け皿の確保】**

### 課題

- 平成28年度においては、18か所にとどまる
- 職場に定着させるための支援が必要

※平成29年度予算(案)において更生保護就労支援事業の実施庁を18庁から20庁に拡大するための経費が計上されている。

# 就労支援の取組③～国と地方公共団体による協力雇用主支援等の推進～



# 住居の確保～更生保護施設等を活用した社会への円滑な移行～

現状

1

## 更生保護施設

- ・帰るべき場所のない者の一時的な住居
- ・犯罪者処遇の専門施設の位置付け
- ・全国に103施設（全て民間の法人が経営）
- ・定員は2,363人（平成28年4月1日現在）
- ・全国で約8,400人を保護（平成27年度）



専門施設

- ・高齢・障害者対応：71か所に福祉スタッフを配置（H21～）
- ・薬物依存者対応：25か所に薬物スタッフを配置（H25～）
- ・自立困難者対応：委託費に加算措置（H24～）

2

## 自立準備ホーム

- ・帰るべき場所のない者の一時的な住居
- ・ホームレス支援、薬物自助グループ等の別の本来業務を持つ民間団体を国に登録
- ・登録数は352団体（平成28年4月1日現在）
- ・全国で約1,500人を保護（平成27年度）



施設の一部  
を活用

多様な施設

課題

- ① 更生保護施設の人的体制が脆弱であるため、これ以上の受入れ拡大は極めて困難である。
- ② 処遇困難な者が増大し、自立のための処遇が不十分なまま退所せざるを得ない者が多い。
- ③ 更生保護施設を退所した後のフォローアップの仕組みがない。
- ④ 自立準備ホームの開拓や活用が進まない地域も多い。

※ 平成29年度予算(案)において、平成30年1月から、定員20名以上及び女子施設を対象（8割弱の施設が該当）として、補導職員の配置基準（現行は4人）に1人増配置となる経費が計上され、その他の定員19名以下の男子施設については、賃金職員（週5日分）の1人配置に要する経費が計上されている。また、更生保護施設の退所者等を更生保護施設に通所させて生活相談等を行うために要する経費が一部計上されている。

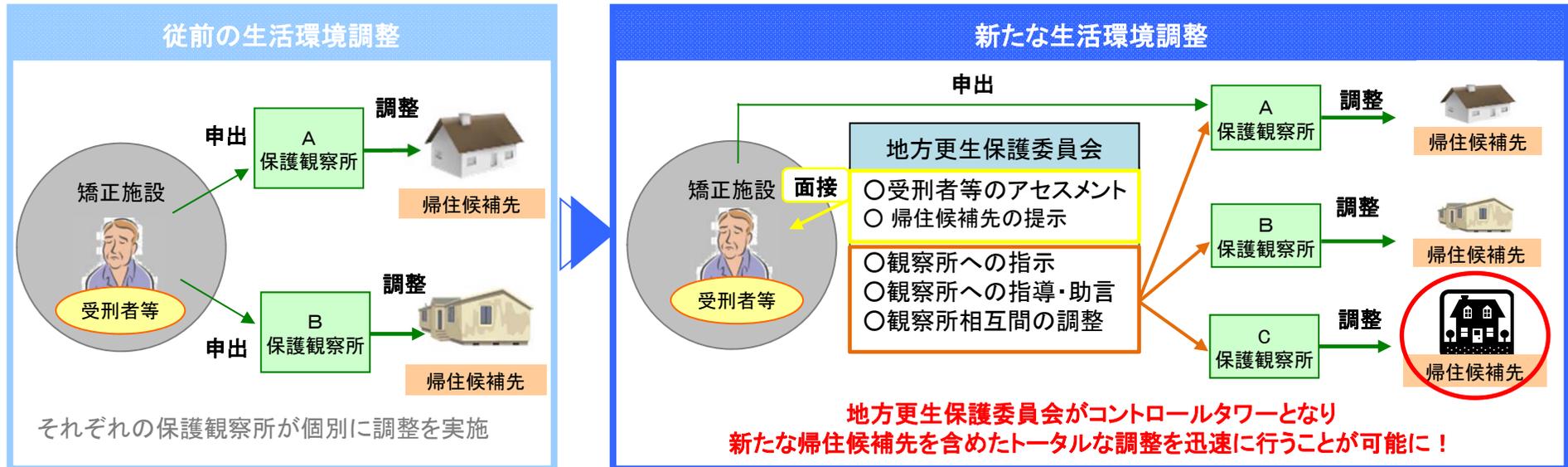
# 住居の確保～生活環境調整による「つなぎ」の強化と引受人等の不安等の軽減～

## 最近の主な課題

- ① 受刑の反復や高齢化に伴い、親族等と疎遠になったり引受人等の不安が増すなど、帰住先の確保が難しくなっている。
- ② 薬物依存や医療、保健、福祉サービス等の調整が必要な事案が増えている。

## 法改正による生活環境調整の新たな取組

更生保護法第82条第2～4項の新設(H28.6)



### 【今後の課題】

受刑者等への働き掛けの強化、引受人等の不安の軽減、釈放後の支援を見据えた地域の関係機関との連携強化、受皿となり得る社会資源の幅広い確保が必要

(例)

- ・ 受刑者等に対する面接による医療機関、ダルク等に関する情報提供、薬物依存に関する意識付けの強化
- ・ 引受人会等の実施
- ・ 関係機関とのケア会議の積極的な実施
- ・ 福祉サービス等に適切につなぐ調整の充実
- ・ 地域での依存治療、生活支援体制のネットワークの充実強化

# 警察庁資料

平成29年3月24日

再犯防止推進計画等検討会資料

# 暴力団員の社会復帰対策に関する警察の取組

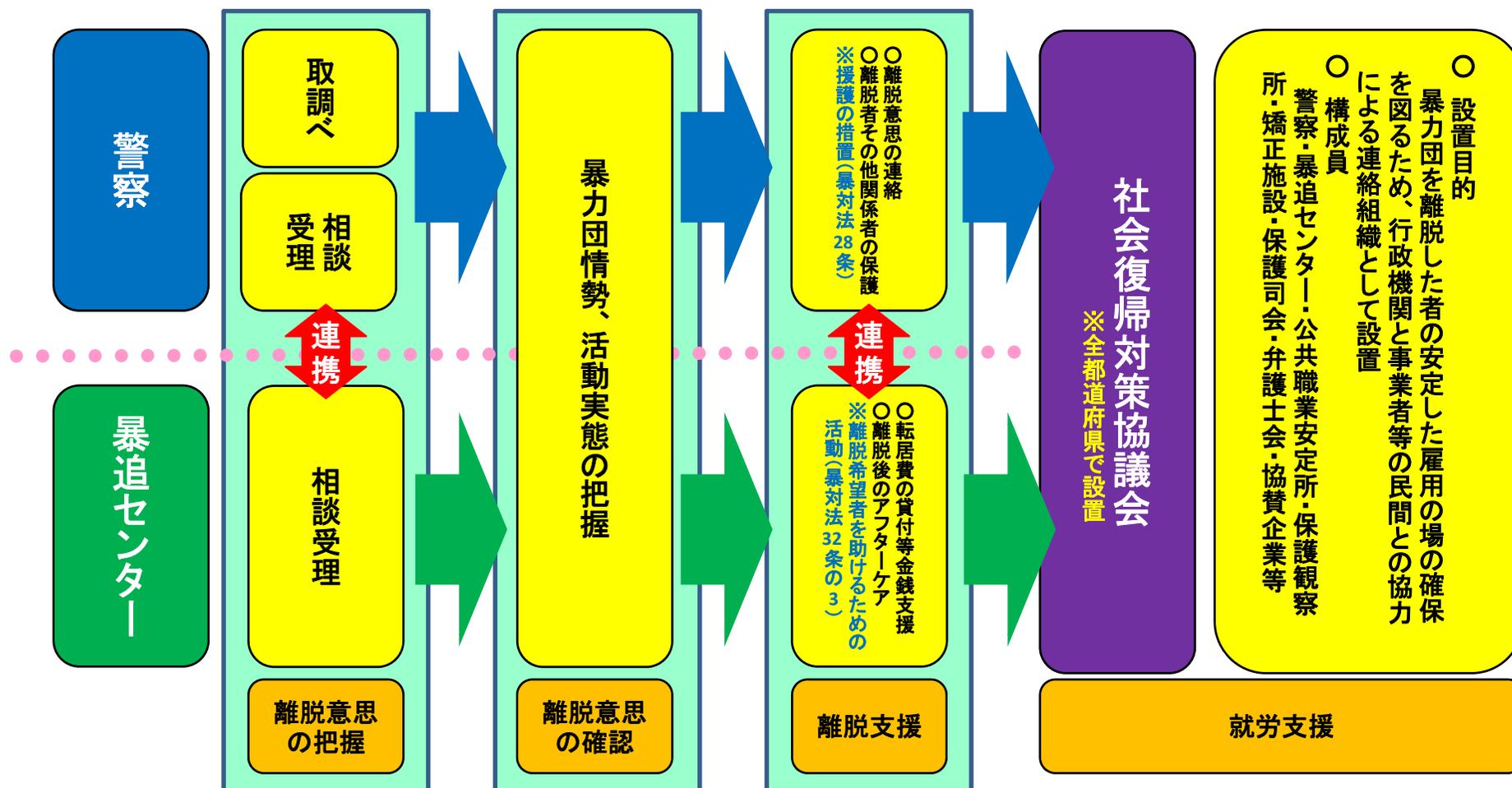
警察庁組織犯罪対策部暴力団対策課



# 暴力団員の社会復帰対策の意義と概要

警察の目標 = 暴力団の弱体化・壊滅

そのためには、構成員を一人でも多く暴力団から離脱させ、その社会復帰を促すことが重要



# 再犯防止対策と暴力団員の社会復帰対策との関係



## 再犯防止に向けた総合対策

(平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定)

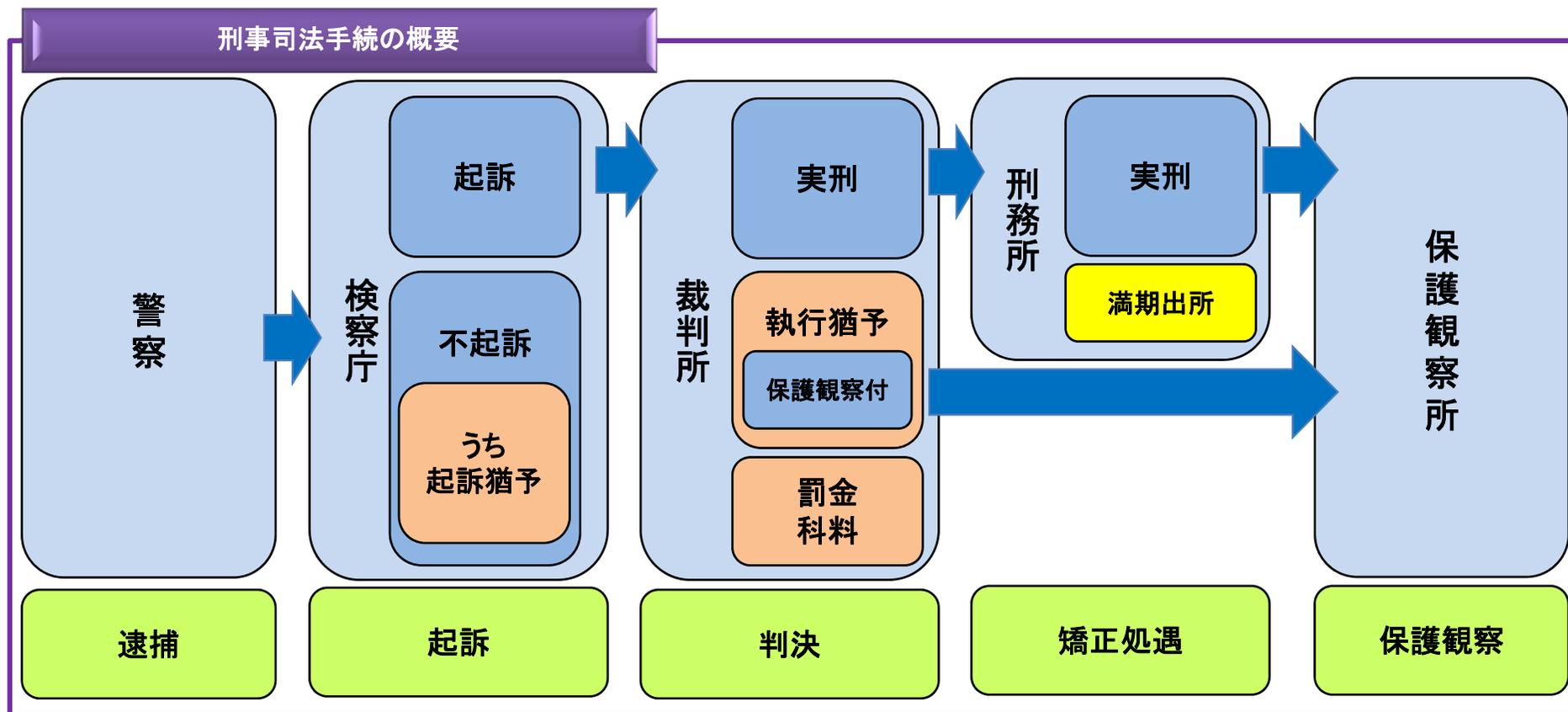
「暴力団関係者である入所受刑者のうち、再入者の占める割合は77%となっており、暴力団関係者でない者と比べて20ポイント以上も高くなっている」



「今後更に関係省庁間の連携を強化する必要」

重なり合う部分が多く、一体的に議論する必要性大

# 刑事司法の各段階における警察の取組



## 暴力団員の社会復帰対策についての警察の取組

取調べを通じた離脱意思の把握、離脱支援

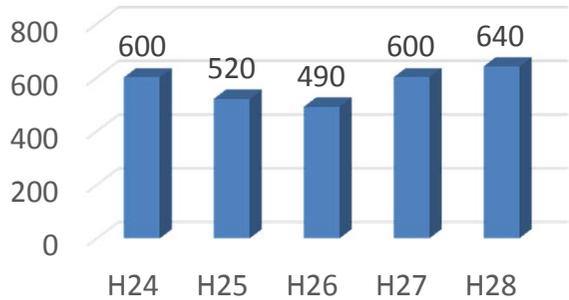
矯正施設が行う暴力団関係受刑者への離脱指導への協力

保護観察所と連携した暴力団離脱出所者に対する就労支援

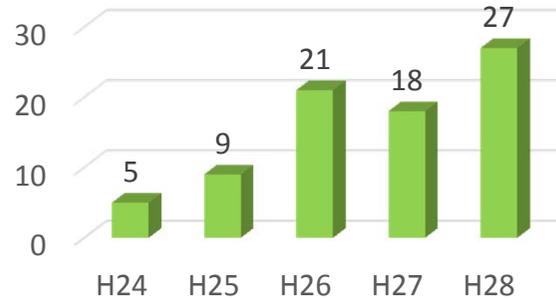
相談受理等警察活動を通じて把握した、社会内にいる暴力団離脱希望者への離脱・就労支援

# 社会復帰対策の推進状況

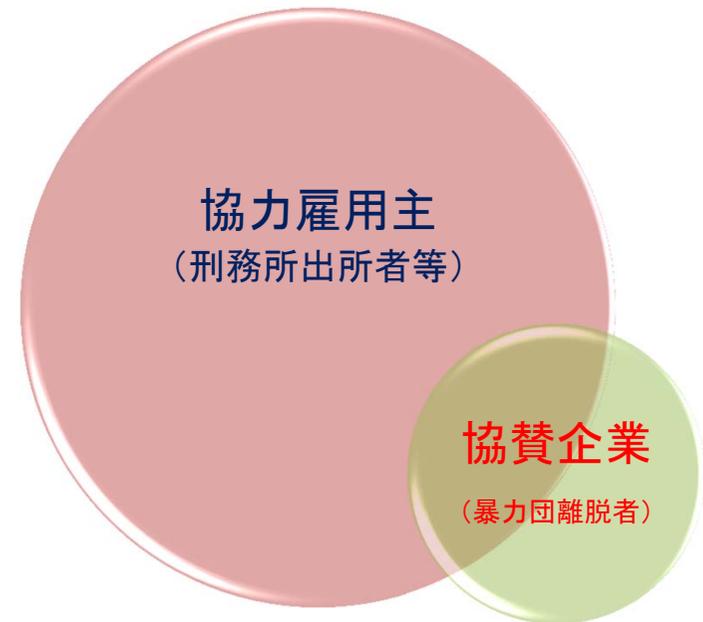
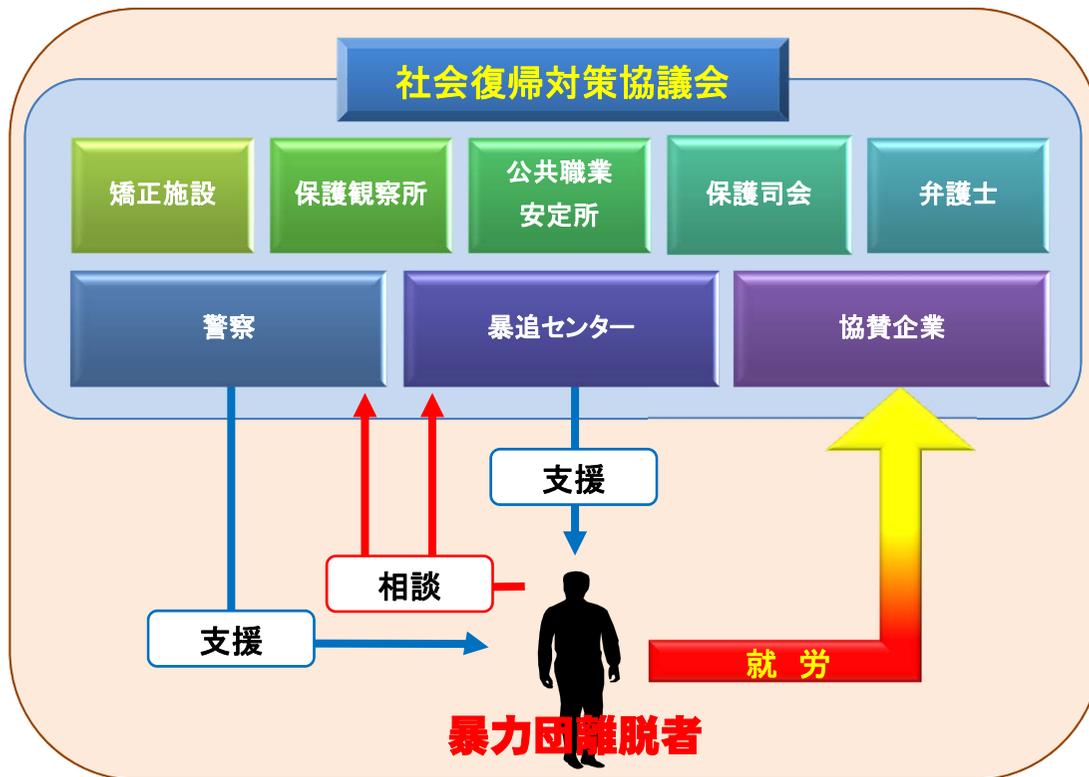
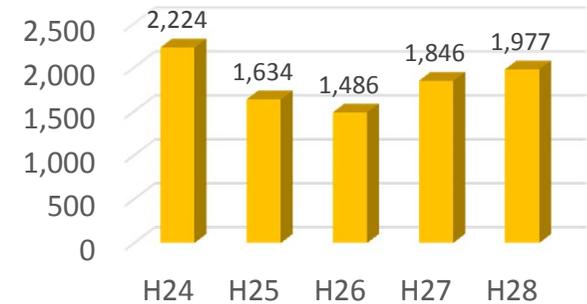
離脱支援により暴力団から離脱した者の推移



社会復帰対策協議会を通じた就労人員の推移



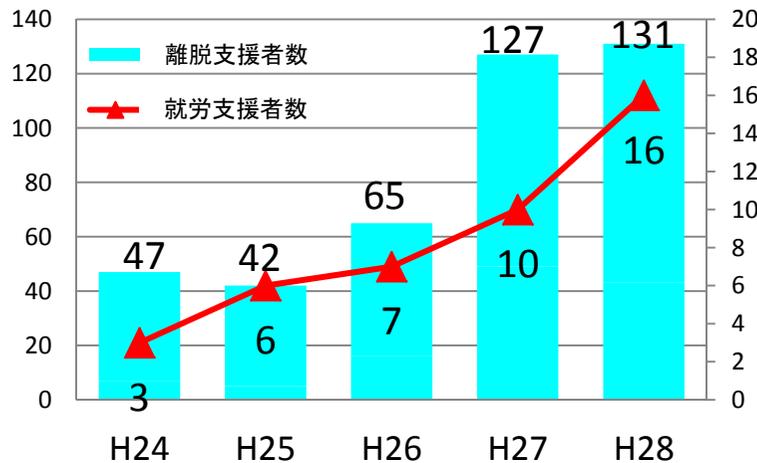
協賛企業数の推移



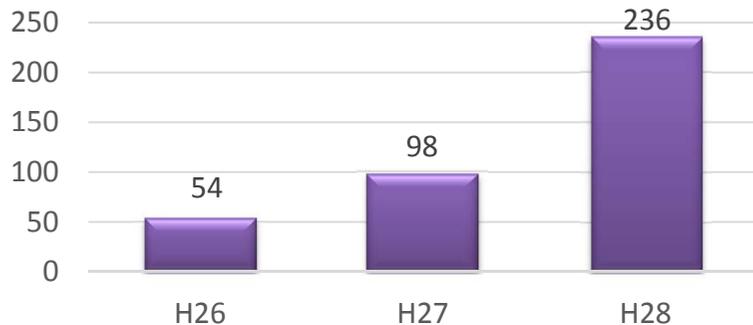
# 福岡県における近年の取組

## 離脱・就労支援状況

離脱・就労支援者数の推移



協賛企業の登録状況



## 社会復帰対策の強化

### 福岡県暴排条例改正

県が、事業者、暴追センター等と連携して、暴力団員の暴力団からの離脱、離脱者の就労支援等に関して必要な措置を講ずることを義務化

【公布・施行】 H28. 3. 29

### 離脱者雇用企業支援制度

暴力団離脱者を雇用した企業への財政支援

離脱者雇用給付金  
(最大72万円)

身元保証制度  
(最大200万円)

【運用開始】 H28. 4. 1

【対象期間】 雇用開始後1年間

### 広域連携協定

情報の共有

アフターケアの充実

県外就労を希望する離脱者に対し広域的な就労支援(19都府県が締結)※H29.3.15現在

【締 結】 H28. 2. 5

【運用開始】 H28. 4. 1

### 民暴に関する三者協定

県弁護士会

県暴追センター

福岡県警

民事介入暴力事案や離脱者の社会復帰に係る援助事案に関して、三者が連携して支援

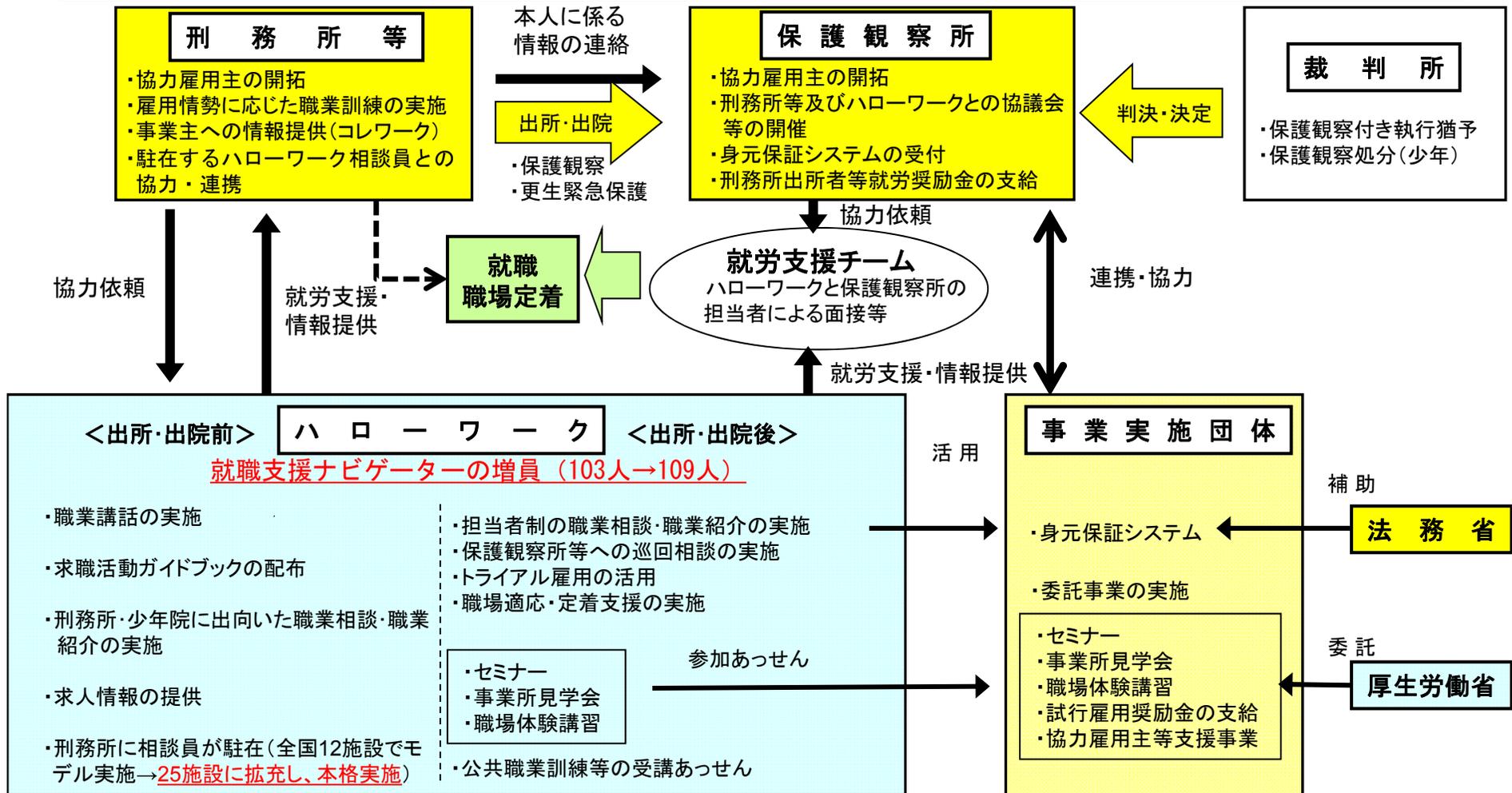
【締 結】 H28. 3. 15

# 厚生労働省資料

# 刑務所出所者等就労支援事業の推進

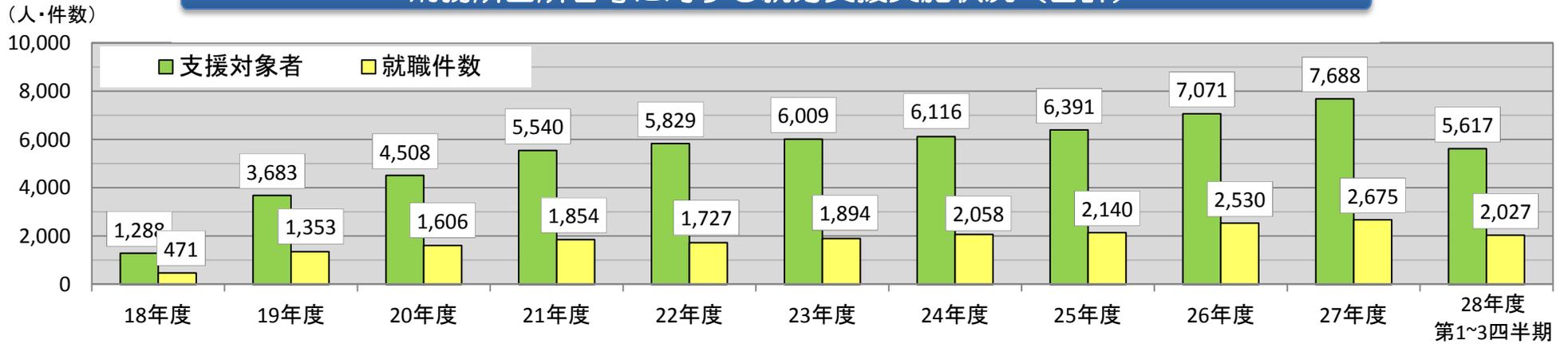
平成29年度予定額:6.3(5.5)億円

- 刑務所出所者等に対して、ハローワーク、刑務所等及び更生保護機関等が連携し、職業相談・紹介、協力雇用主等を対象とした求人開拓及び試行雇用奨励金等の支給等の総合的な支援を行うことにより、その就労による自立・実現を図る(平成18年度～)。
- 平成27年度支援対象者総数:7,688名(対前年度617人増)
- 平成27年度就職者数:2,675名(対前年度145人増)
- 平成29年度予定
  - ・刑務所・少年院における就労支援を強化するため、就職支援ナビゲーターがモデル的に駐在する矯正施設を12施設から25施設(23か所)に増加させ、平成29年度から本格的に実施する。**【体制強化】**就職支援ナビゲーターの増員(103人→109人)



# 刑務所出所者等就労支援事業の実績の推移

## 刑務所出所者等に対する就労支援実施状況（合計）



## うち矯正施設入所者に対する就労支援実施状況



## うち保護観察対象者等に対する就労支援実施状況



# ハローワークのハローワーク(公共職業訓練・求職者支援訓練)の全体像

## 公共職業訓練

- (1) 対象: ハローワークの求職者 **主に雇用保険受給者**
- (2) 訓練期間: 概ね3月～1年
- (3) 給付金: 雇用保険法に基づく各種手当  
(基本手当+受講手当(500円/訓練日)+通所手当+寄宿手当)を支給  
※訓練を受講する場合、基本手当給付日数の延長措置あり
- (4) 実施機関

### ○国(ポリテクセンター)

主にものづくり分野の高度な訓練を実施(金属加工科、住宅リフォーム技術科等)

【運営費】交付金

### ○都道府県(職業能力開発校)

地域の実情に応じた多様な訓練を実施(木工科、自動車整備科等)

【運営費】交付金+都道府県費

### ○民間教育訓練機関等(都道府県からの委託訓練)

事務系、介護系、情報系等モデルカリキュラムなどによる簡易な訓練を実施

【運営費】委託費: 標準上限6万円/人月

※一部コースにおいて、訓練修了者の就職率に応じて委託費の額に差を設け、就職へのインセンティブを高めている(5万円～7万円/人月)

## 求職者支援訓練

- (1) 対象: ハローワークの求職者 **主に雇用保険を受給できない方**
- (2) 訓練期間: 2～6か月
- (3) 給付金: 職業訓練受講給付金  
(月10万円+交通費(所定の額))の支給  
※本人収入が月8万円以下等、一定の要件を満たす場合
- (4) 実施機関

### ○民間教育訓練機関等(訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)

【運営費】訓練実施機関に対する奨励金

<実践コース> 訓練修了者の就職率に応じて奨励金の額に差を設け、就職へのインセンティブを高めている(5万円～7万円/人月)

<基礎コース> 受講者数に応じた定額制(6万円/人月)

#### 実践コースの主な訓練コース

- ・ 介護系(介護福祉サービス科等)
- ・ 情報系(Webクリエイター養成科等)
- ・ 医療事務系(医療・調剤事務科等)



ジョブ・カードを活用し、訓練実施機関(注:一部は職業紹介の許可を取得)とハローワークで連携して就職支援を実施。

- (1) 対象: 在職労働者(有料)
- (2) 訓練期間: 概ね2日～5日
- (3) 実施機関: **○国(ポリテクセンター)** 【運営費】交付金  
**○都道府県** 【運営費】交付金+都道府県費

- (1) 対象: 高等学校卒業者等(有料)
- (2) 訓練期間: 1年又は2年
- (3) 実施機関: **○国(ポリテクカレッジ)** 【運営費】交付金  
**○都道府県** 【運営費】交付金+都道府県費

平成27年度 公共職業訓練実績 (確定値)	合計		国(ポリテクセンター等)		都道府県	
	受講者 数(人)	就職 率	受講者 数(人)	就職率	受講者数 (人)	就職率
離職者訓練	127,807	—	29,716	—	98,091	—
うち施設内	37,829	85.7%	28,838	87.2%	8,991	81.9%
うち委託	89,978	75.0%	878	83.6%	89,100	74.9%
在職者訓練	107,604	—	56,873	—	50,731	—
学卒者訓練	17,877	96.8%	5,655	99.3%	12,222	96.1%
合計	253,288	—	92,244	—	161,044	—

平成27年度求職者支援訓練 実績 受講者数合計: 40,587人  
(基礎コース)11,653人 就職率: 56.4% (実践コース)28,934人 就職率: 61.0%

離職者向け(無料(テキスト代等は実費負担))

在職者向け

学卒者向け